

# 旧小学校粗大ごみ等収集運搬・処分業務委託（単価契約） 仕様書

## 1 履行場所

岡山市東区上阿知967ほか

（旧大宮小学校校舎内・敷地内・遊具、旧太伯小学校遊具、旧朝日小学校校舎内・遊具、旧幸島小学校遊具、旧高田小学校遊具）

## 2 履行期間

契約日～令和8年2月27日

## 3 業務内容

旧大宮小学校等校舎内他・敷地内の撤去可能な粗大・不燃ごみ等を撤去及び収集運搬し処分する。（机、椅子、ロッカー、遊具、楽器、小型家電を含む電化製品、木、鉢、タイヤなど）

対象は敷地内（施設への固着物、木の枝、落ち葉を除く）すべての廃棄物。処分内容及び数量については日程調整の上、必ず現地を確認すること。

## 4 収集方法

教育委員会就学課の職員立ち会いの下、指定されたものを収集運搬し処分する。

## 5 処分方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令を遵守し、適正な処分をすること。

## 6 処理数量

予定総量 22,000 キログラム 以内

## 7 見積記入価格

金額欄には、1キログラム当たりの単価を記入すること。

## 8 支払等

収集数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て）とする。

教育委員会は、報告書を受理した日の翌日から10日以内に、受託者の行った委託業務について検査を行うものとする。受託者は、検査に合格した後、市に対し速やかに該当収集分の委託料の請求書を提出する。教育委員会は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

## 9 その他

産業廃棄物と一般廃棄物が混在した状態で排出される場合には適切に分別処分すること。

収集時、車両積込後に総量（キログラム）を、計量証明事業者、または計量証明検査を受けた計量器で計量の上、業務完了通知書にその計量証明書を添付すること。

マニフェストを教育委員会に提出すること。マニフェスト（家電リサイクル券含む）及び家電リサイクル手数料は業務委託料に含む。

パワーゲート付、ユニック付車両を必要とする場合や、現地で切断・解体が必要な遊具があります。遊具は基礎から撤去できない場合は、可能な限り地表面に出ないように切断すること。切断後の断面は危険がないよう適切に処理すること。